

2020年3月13日

各 位

大同生命保険株式会社
代表取締役社長 工藤 稔

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた方々への 契約者貸付等の特別取扱について

大同生命保険株式会社（社長 工藤 稔）では、このたびの「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたご契約者さまを支援するために、以下のお取扱いをさせていただくことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 契約者貸付（新規貸付）の特別取扱

新規の契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除の対応をいたします。

対象契約者 （※1）	契約者貸付可能な個人保険・個人年金保険 （変額保険を除く）のご契約者さま
金利	年利 0.0%
上記金利適用金額	契約者貸付限度額まで
上記金利適用期間	2020年2月18日から 9月30日まで
受付期間 （※2）	2020年2月18日から 6月 1日まで

（※1）中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づくセーフティネット保証制度指定案件（新型コロナウイルス感染症）の適用地域（全都道府県）の全てのご契約者。

（※2）お申し込み状況等に応じて、受付期間を短縮することがあります。

2. すでに実施している特別取扱

（1）保険料のお払込猶予期間の延長

保険料をお払込中のご契約で、このたびの新型コロナウイルスによる影響で保険料のお払込が困難な場合、保険料のお払込を猶予する期間を延長いたします。

（2）保険金・給付金のお支払い

「新型コロナウイルス感染症」のため、医師の指示により入院された場合は、陽性・陰性、症状の有無に関わらず入院給付金のお支払対象となります。

また、「新型コロナウイルス感染症」以外の疾病等が原因であるものの、「新型コロナウイルス感染症」が医療機関で発生し、入院できないまたは退院せざるを得ず、必要な入院治療を受けられない場合などでも、医師の証明書等の提出によりお支払対象とするなどの特別取扱を行います。

(3) 契約更新手続き期間の延長

更新日が到来する個人保険のご契約で、このたびの新型コロナウイルスによる影響で契約更新のお手続きが困難な場合、お手続きの期限を延長いたします。

(4) 簡易迅速なお取扱い

「新型コロナウイルス感染症」の影響で、印鑑証明書等の公的書類の手配や診断書の手配ができない場合は、お手続きに必要な書類を一部省略するなど柔軟な対応により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

※付帯サービスのご案内

当社がご契約者さまに付帯サービスとして提供している「健康ダイヤル24」（ティーペック株式会社が提供）は、「新型コロナウイルス感染症」に関するご相談も24時間・年中無休でお受けしています。利用を希望される場合は、ご契約者さまにご案内の専用ダイヤルにお電話いただくか、ご不明な場合は大同生命コールセンターまでご連絡ください。

(参考) ティーペック株式会社の対応

厚生労働省より各都道府県衛生管理部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い定義にあてはまる場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ案内しています。また、「新型コロナウイルス」の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインなどに沿った回答となります。

大同生命コールセンター（受付時間：9時～18時 *土・日・祝日・年末年始を除きます）

《新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さま専用番号》

0120-901-367（通話料無料）

《ご契約のご照会・お手続きの番号》

0120-789-501（通話料無料）

※詳細は当社ホームページの「重要なお知らせ」をご確認ください。

(<https://www.daido-life.co.jp/company/important/2020/20200313.html>)

以 上

〔お問合せ先〕 広報課 TEL 03-3272-6206